

「医師」及び「看護師等」の負担軽減及び処遇の改善に対する報告及び計画

医療法人 慈心会 あびこ病院

項目	計画		令和7年度の目標	達成状況	令和8年度の目標	達成状況
医師の負担軽減	医師の増員	常勤医師の確保	内科・整形外科 常勤医師の確保 4月 整形外科 西村Dr入職	○	内科 常勤医師の確保 令和8年6月 内科 米田Dr入職 (飯田Dr・松本Dr退職)	×
医師の負担軽減	オーダー補助	医師事務作業補助者の増員及び代行範囲の拡大を図る	ドクタークラークの増員(3名→5名)。 具体的な取組み内容(別紙)の補助範囲を 計画的に見直し負担軽減を図る	×	ドクタークラークの増員(3名→5名)。 具体的な取組み内容(別紙)の補助範囲を 計画的に見直し負担軽減を図る	
医師の負担軽減	看護師による薬剤投与量の調節		医師の指示に沿って看護師が判断し、施行している。判断が困難な場合は、医師へ連絡し再度指示を仰いでいる (継続)	○	医師の指示に沿って看護師が判断し、施行している。判断が困難な場合は、医師へ連絡し再度指示を仰いでいる (継続)	
医師の負担軽減	看護師による静脈注射及び留置針によるルート確保		看護協会の指針に基づき実施している。技術訓練については適正に教育を実施していく。(継続)	○	看護協会の指針に基づき実施している。技術訓練については適正に教育を実施していく。(継続)	
医師の負担軽減	薬剤師の支援について		医師の指示による代行入力など薬物治療に関わる範囲に積極的に支援を行う (継続)	○	医師の指示による代行入力など薬物治療に関わる範囲に積極的に支援を行う (継続)	
医師の負担軽減	薬剤師の支援について		ハイリスク薬に含む薬剤の与薬前後に患者をフォローしリスクの低減について支援を行う (継続)	○	ハイリスク薬に含む薬剤の与薬前後に患者をフォローしリスクの低減について支援を行う (継続)	
医師の負担軽減	薬剤師の支援について		入院前の薬剤の使用状況の聴取等により持参薬の安全な管理について積極的支援を行う (継続)	○	入院前の薬剤の使用状況の聴取等により持参薬の安全な管理について積極的支援を行う (継続)	
医師の負担軽減	薬剤師の支援について		薬剤師の病棟配置を検討 (継続)	×	薬剤師の病棟配置を検討 (継続)	
医師の負担軽減	救急医療等における診療の優先の決定	看護職員が専門的な知識及び技術の習得することによって、医師の治療専念を促す。	専門知識と技能を有する看護職員の増員、並びに継続的な職能向上の実施を行う。	○	専門知識と技能を有する看護職員の増員、並びに継続的な職能向上の実施を行う。	

「医師」及び「看護師等」の負担軽減及び処遇の改善に対する報告及び計画

医療法人 慈心会 あびこ病院

項目	計画		令和7年度の目標	達成状況	令和8年度の目標	達成状況
医師の負担軽減	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担		☐ 初診時の予診の実施 ☐ 入院の説明の実施 ☐ 服薬指導 ☐ 静脈採血等の実施 ☐ 検査手順の説明の実施	○	☐ 初診時の予診の実施 ☐ 入院の説明の実施 ☐ 服薬指導 ☐ 静脈採血等の実施 ☐ 検査手順の説明の実施	
医師の負担軽減	処遇改善に資する計画の具体的な計画		勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施（ <u>継続</u> ）	○	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施（ <u>継続</u> ）	
医師の負担軽減	処遇改善に資する計画の具体的な計画		予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮（ <u>継続</u> ）	○	予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮（ <u>継続</u> ）	
看護師の負担軽減	業務分担の取組	病棟で看護師が実施している薬剤関連業務の委譲について検討	与薬等に関わる薬剤管理業務及び抗がん剤投与、麻薬に対する積極的支援を行う（ <u>継続</u> ）	○	与薬等に関わる薬剤管理業務及び抗がん剤投与、麻薬に対する積極的支援を行う（ <u>継続</u> ）	
看護師の負担軽減	急性期看護補助体制の強化	看護職員が専門性の高い業務に集中させるため、看護補助職員の積極的かつ効率的な活用を図る。	看護補助者の配置を充実（夜間体制の増員等）を図り負担軽減を図る。（ <u>継続</u> ）	○	看護補助者の配置を充実（夜間体制の増員等）を図り負担軽減を図る。（ <u>継続</u> ）	
看護師の負担軽減	看護補助者の業務分担	看護補助者のうち事務的業務専従者の配置	各病棟に配置（3名）（ <u>継続</u> ）	○	各病棟に配置（3名）（ <u>継続</u> ）	
看護師の負担軽減	夜勤に係る配慮		☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ 夜勤明け翌日を公休とする ☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定 ☐ 11時間以上の勤務間隔の確保 ☐ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	○	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ 夜勤明け翌日を公休とする ☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定 ☐ 11時間以上の勤務間隔の確保 ☐ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	
妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免		働きやすい環境を目指し見直しを行う（ <u>継続</u> ）	○	働きやすい環境を目指し見直しを行う（ <u>継続</u> ）	
妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮	育児短時間勤務制度	育児支援を積極的に行い柔軟な勤務体系を選択できるよう制度を導入する。	組織内部での制度周知に努める。	○	組織内部での制度周知に努める。	